参考様式第５－１号

熊農政第2582号
令和6年8月19日

農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、公表します。

熊谷市長　小林　哲也

市町村名 （市町村コード）	熊谷市 （11202）
地域名 （地域内農業集落名）	市田北部 （　手島、上恩田、中恩田、下恩田、小泉　）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年4月18日 （第2回）

注１：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（１）　地域農業の現状及び課題

・農業者３６名（認定新規就農者１名、認定農業者１４名、利用者２１名）
・地区内の農地面積に占める畑の割合は54％で主に麦が栽培されているほか、荒川の河川敷内では法人が飼料作物の栽培を行っており、田では米麦の栽培が行われている。
・現在の耕作者は高齢化しており、後継者もいないことから今後更に担い手不足が深刻化することが考えられる。
・圃場の区画が小さい上に高低差が1haあたり10㎝程度あるため圃場の拡大が進まず作業効率が上がらない。また、畦畔を撤去する場合、コンクリート畦畔が殆どであり撤去費用が高額になってしまう。

（２）　地域における農業の将来の在り方

・今後も米麦を中心に耕作を行う。
・未整備地について、圃場整備を検討していく。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（１）　地域の概要

区域内の農用地等面積	244.81　ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	244.81　ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（２）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農用地区域内の農地を対象とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
現在担い手が耕作している農地は引き続き各々が耕作を続けていき、担えなくなったタイミングで、規模拡大の意向のある担い手や近隣の担い手に貸し付け、集積、集約を進める。
（2）農地中間管理機構の活用方針
新たに農地の貸し借りを行う場合は担い手への集積集約を進める観点から農地中間管理事業を活用する。現在利用権等で契約を行っている農地は終期を迎えるタイミングで農地中間管理事業へ移行する。
（3）基盤整備事業への取組方針
圃場整備の必要な範囲を精査し、必要に応じて圃場整備に向けて検討していく。
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
市や県等の関係機関と連携し、新規就農者や新規参入者を確保し、法人等の比較的規模の大きな担い手を中心に担い手の育成を行っていく。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

□	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	□	③スマート農業	□	④輸出	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	□	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】